

最近の労働組合運動について・雑感

高知短期大学名誉教授 芹 沢 寿 良

■ 目 次 ■

- はじめに 1. 変わる労組運動と4つの注目点
2. 「一日共闘」こえ「共同闘争」のために 3. 4つの提案

はじめに

私は、1979年の4月から18年間、仕事と生活の拠点をそれまでの東京から高知に移し、公立短期大学の教員として勤労者に対する社会科学の教育と研究の仕事に携わってきたが、昨年の6月、定年退職により再び東京に戻り、現在は年金生活者として労働組合運動の周辺でボランティア的に新たな仕事を始めている者である。

東京に戻ってからは、身近に生じた予期せぬ家族の長期入院と介護という問題を抱えることとなったが、主として大学附置研究機関をはじめ幾つかの労働問題関係の研究所の研究・調査活動に参加し、また、長年関わってきた労働者教育運動の仕事に一定の時間をあてている。さらに、時間的に余裕があるときは、今日の大衆運動が醸し出しているムードや労働者の気分、感情、関心、要求などを感受し、理解できるのではないかと思って、旧知の労働組合関係者と懇談したり、労働組合運動や女性運動の集会和

か学習講座、行政サイドが男女労働者を対象に開催する公開講座等に出かけたりしている。また、労働問題や女性問題の新しい動向を知ることが出来る日本労働研究機構とか都立労働研究所、東京ウイメンズプラザなど公的な情報資料センターにもしばしば足を運ぶように努めている。

1. 変わる労働運動と4つの注目点

このような一年余の仕事と生活のなかで、私が、日本の労働組合運動はこれまでと変わり始めたという実感を強くもったのは、労働基準法「改正」問題への反対闘争の展開であった。政府、財界の現行労働法制の根本的原理を転換させ、労働者の「働くルール」である労働基準法を抜本的に見直すとするかってない攻勢に対して、広範な批判の高まりを背景に、三つの全国的労働組合組織－連合、全労連、全労協はもちろんのこと、無所属の「中立」の組合も含めてほとんどの労働組合がはっきりと「労基法の改悪は許さない」という意思を挙げて表明し、そ

れを阻止する闘いに事実上足並みを揃えて立ち上がり、そして中央、地方、地域で、実にさまざまな大衆行動を盛り上げたのである。大衆行動はそれぞれ別個ではあったが、多くの労働者がそれに参加し、連合のメーデーも久しぶりに「闘うメーデー」として繰り広げられ、そして5月中旬には、全ての労働団体が国会を取り巻く反対行動が展開されて、相互に激励のエールが交換されたのであった。そうしたなかで国会での労基法見直し法案の成立をひとまず阻止し、「継続審議」に持ち込むところまで追い込んだことは周知の通りである。

わが国において、政府、財界の労働者階級の民主的権利に対する規制、剥奪の攻勢に反対して、全国的な労働組合組織がスタートにおいて足並みを揃えるということは、1987年の「労基法40年目の大改悪」といわれた時にも見られず、多分、46年前、当時の総評系、産別会議系、総同盟系でストライキ行動の点では大きな相違があったが、労働法規の改悪と破防法の制定に反対する点で一致した1952年のいわゆる「労闘スト」の時以来ではないかと思われる。

労働基準法見直し案が「継続審議」となった今日の段階で、労働組合の機関紙誌や専門的な労働情報紙、労働問題研究誌などがこの問題をめぐる経過、とくに労働者、労働組合、市民団体が中央、地方、地域で、どんな反対運動を行ってきたかを記録的にまとめたり、全国的な労働組合組織の次の取り組みを展望した「中間的」な総括のようなものが出されている。

私自身は、前半の闘いを振り返って注目したい点を幾つかあげれば、まず第一に、日本労働弁護団を中心に全国的、地方的に結集した法律家集団があらゆる労働組合組織を立ち上がらせるために配慮のある並々な努力を払われたことである。私は、その献身的な努力に心から敬意を表したいと思っている。なお、日本弁護士連合会（日弁連）は、5月22日の総会で「労

働法制の規約緩和に反対し、人間らしく働ける労働条件の整備を求める決議」を採択している。

第二には、連合が連合路線に批判的な人々を含めて幅広く法律家、学者、文化人等と呼び掛け、労基法改悪に反対して闘う「連合応援団」を結成しその中での検討を経て、全労働組合が基本的に一致できる内容で修正対案をまとめて社会的に明らかにしたこと、それに対する協力をすべての国会内の全政党に協力を求めるとともに、労基法改悪は許さないとする「意見広告」を、全国2大紙に掲載したこと、またメーデーを従来の単なる「祭典」から労基法改悪と闘うメーデーへ転換させ、7年ぶりにデモ行進を復活させたこと、さらに全国から一万人を動員して「5・15国会・霞が関エリア中央総行動」（ウォークラリー）を終日展開したことなどである。

第三には、全労連が早くからあらゆる労働組合との「対話と共同」の運動を全国的に展開して、そのなかに「労基法改悪反対」の行動を位置付け、他団体と結成した「労働法制・女子保護、均等法中央連絡会全国闘争本部」の中心となり、ストライキを含む戦術行使で断固たる姿勢で闘うとの方針を確認しながら、大衆行動を積極的に組織し、5月13日から20日まで、全国から1万人を動員して継続的に国会前座込みと請願行動などを行なったことである。

第四には、全労協も早くから労基法改悪に反対する全ての個人、組織が連帯して闘うことを広く呼びかけていたが、1997年11月に東京日比谷において開催された四つの労働関係ネットワークの呼び掛けによる3000人集会を支持して成功させ、そして3月以降、南の沖縄・那覇と北の札幌からスタートさせた「労基法改悪NO！全国キャラバン運動」を展開した。4月22日のそれを集約した4000人の中央決起集会には連合、全労連の代表も参加し、5月中旬には連合、全労連などとともに大衆的な国会傍聴行動を進めたのである。

「一日共闘」こそ「共同闘争」のため

このような特徴的な行動は、久々のことであり、日本の労働組合運動が変わり始めているということを実感させるものであったが、このことから最近の「日本の労働組合運動は歴史的転機を迎えている」という評価は決して主観的な過大評価ではないといえよう。しかし、私は、今回の労基法改悪反対闘争の前半における労働組合運動の姿勢と多様な大衆活動を高く評価しながらも、もう一つ物足りないものを強く感ぜざるを得ないのである。それは、これだけ大きく反対運動が展開されたにもかかわらず、三つの全国的労働組合組織の間で、いずれの組織からも労基法改悪反対、阻止の一点に課題を限定した「共同闘争実現」のための協議と具体化の提案が提起されず、それぞれの反対運動の展開のなかでの事実上の「一日共闘」的状况で一段落してしまったことである。労基法見直し法案が政府によって用意されていた段階から三者のそのための協議がなされ、「共同闘争」体制が確立されて、多種多様な「統一行動」が持続的に展開されていたならば、今国会の会期中に法案の成立を阻止することは現実的にも可能だったのではないかと、そう思うと残念でならないのである。私は、三つの全国的労働組合組織が、「継続審議」段階以降は、これまでの運動の成果を確認して、相互の関係をさらに大きく一歩前に進め、労働法制改悪反対、阻止の一点で「対話と共同」の関係を発展させ、「共同闘争」体制を確立し、要求実現まで未組織労働者も結集する幅広い可能な「統一行動」を粘り強く展開することを心から願わずにはいられないのである。

このような「統一行動」を成功させるためには、私は、長年の労働戦線の分散状況のなかでそれぞれの組織内部に広がり、幹部、活動家ク

ラスに根付いてしまったセクト主義を解消することが必要ではないかと思っている。労働組合運動にけおるセクト主義の克服について、1951年当時のフランス労働総同盟書記長ブノア・フラシヨンの次のような含蓄ある言葉がある（『国際的経験による労働運動実践叢書3・統一行動』）。

「セクト主義をなくし、統一のための本物の闘士となるということは、同じ一国内に多くの労働組合組織が存在するのは、普通のことだと考えなければならないことを意味する。つまり、ある状況のなかでは、自分たち自身の組織だけがどんなことでもやる能力があるのだなどと考えるはいけない。このことは、自分の組織のほかに、有力な組合組織（複数）がある場合は、とくにそうである」

「統一行動は、要求自体が、非常にひかえめのようにみえても、すべての労働者を結束するような、単一の要求を中心にしてかちとられるものである。この場合、その要求自体には、二つの重要な面がある。第一に、その要求自体を現実にかちとることが、もっとも重要である。第二に、その要求をかちとる闘いを成功させるように行動するためには、われわれは、本当に労働者階級の活動家として、この統一というかたちであらわれた新しい力を活用しなければならない。こうしてうまれた結果は、労働者階級の要求を満足させるばかりでなく、すべての労働者に、自分たちの力の自覚と、統一をかためたい欲求とを成長させることになる」

近年の高揚している世界各国の労働組合運動における統一行動の発展と要求実現の経験が蓄積されているなかで、統一行動成功のための新しい貴重な教訓があると思われるが、とくにこの間の調査と研究を重視し、わが国における労働組合間の統一行動の実現のために積極的に摂取していく必要があるであろう。

3. 4つの提案

このセクト主義克服の問題に関わって、最近、気になることがあるが、その一つは、労働組合の幹部・活動家が意外に日本の労働組合運動の組織的現状について正確な認識を欠いているのではないかということである。労働者、労働組合間の「対話と共同」を広げ、「共闘体制」と「統一行動」を追求していくためには、広い視野をもって労働組合運動の組織的現状を正確に知ることが基礎的、前提的なことであろう。

一例をあげれば、連合と全労連という組織と運動については、ある程度知っていても、全労協という組織の性格、構成と運動路線、実際の運動については、ほとんど知られていないのに驚くことがある。全労協は厳密にはナショナルセンターとはいえないが、「共通の要求と問題で結集し、全ての労働組合の多面的、重層的な共闘組織を拡大するための連絡・共闘組織」と自己規定しているが、国内外においては連合、全労連とともに並ぶ日本の全国的労働組合組織の一つとして位置付けられている。

また、連合、全労連、全労協の各系統別に、加盟単産と地方組織、そしていずれの系統にも属さない無所属単産、それに各種協議会の加盟組織、各種共闘組織の加盟組織、さらに国際組織への加盟組織などについても、労働省によって資料的には明らかにされているが、少なくとも活動家や一般組合員レベルにはほとんど知られていない。毎年12月に公表される「労働組合基礎調査報告」による組織化状況についても同様である。

さらに、地域単位で労働者の個人加盟を原則とする小規模な各種のコミュニティーユニオンが各地で結成され、その全国ネットワークによる運動がこの10年地道に進められてきているが、そうしたなかに参加している管理職ユニオン、

女性ユニオン、パートユニオン、派遣ユニオン、ゼネコンユニオン、地域合同労組など企業別組合とは異なる組織とか、不安定雇用労働者の緩やかな連帯の活動組織である、例えばいわゆる「四ネット」といわれる派遣労働者ネットワーク、変えよう均等法ネットワーク、女性のワーキングライフを考えるパート研究会、有期雇用労働者権利ネットワークなどの存在と活動についても、全労協以外の運動内部で知っている幹部、活動家は極めて少ないというのが現状である。これらの運動を進めている活動家や幹事、また支援している人々の中にも一種のセクト主義のようなものがあって自分たちの組織と運動の存在や状況を積極的に他の労働運動組織に知らせ、交流していくという事で消極的な傾向があるように思われるのである。

最近では、「無組合企業の労使関係」の調査研究も労働問題研究者（一橋大学・都留 康教授）によって行われて、「無組合企業でも、従業員が発言するための多様な制度が配置されており、労使関係の意思疎通上の機能をそれなりに果たしている。…賃金決定の部面では、労働組合が賃金交渉を通じて形成した世間相場という情報に依存している」といった実情が明らかにされているが、未組織労働者の統一行動への参加や組織化を働きかける場合の重要な留意点ではないかと思われる。

二つ目には、労働組合運動の組織的現状について正確な認識を欠いているところから生まれてくることであるが、三つの全国的労働組合組織の組合幹部、活動家のなかに、自分たちの組織以外の労働組合の組織と運動を否定的、消極的にみて、そこで獲得された成果を無視する傾向が以前から見られることである。具体的に例をあげればきりが無いが、未組織労働者の組織化の問題について、これは三組織に共通する基本的課題であり、それぞれ取り組みを強めて、一定の成果をあげている。しかし、他組織の運

動経験や成果を評価してそれを自らの組織内に宣伝し、組織化運動の気運を発展させるという取り組みはほとんど行われていないようである。

労働組合組織と運動の実情を正確に認識することは、自分たちの組織以外の組織と運動であっても、労働者の利益を守る上で積極的な意義をもつ運動については、闘いとられた成果とともに公平に客観的に評価し、労働者に広く報せていくことが必要であり、とくに労働者の利益に関するあらゆる問題について「対話と共同」そして一致する要求にもとづくその実現のための「統一行動」が何よりも優先されなければならない今日の時代状況においては、その成功を積み重ねつつ将来的に「労働戦線の統一」をめざすためにも軽視されてはならないことであろう。他の組織と運動やその成果に否定的、消極的であったり、無視する姿勢がある限り、他の労働者、労働組合との間に、路線を超えた、共通課題を追求する相互の信頼関係を確立することはおそらく困難ではないだろうか。もちろん、労働組合内の相互批判をしてはならないということではなく、不必要、不適切は避けながらも労働者の利益を守る観点からの方針や運動についての相互批判が節度をもって活発に行われることは労働組合運動の活性化のためにも必要であろう。

三つ目には、以上指摘したような状況は、今日の労働者教育、組合員教育の内容上の問題と関係があるのではないか。私は、今後、政府と財界がグローバリゼーションに対応する能力主義、成果主義の労務人事管理を強化し、労働者の団結と統一の思想を解体するイデオロギー攻勢を系統的に進めているとき、労働組合運動の労働者教育、組合員教育の内容は、労働組合の原点を踏まえた現代の「統一行動」の時代に相応しいものに充実されなければならないと思っている。

最近、ある労働組合運動論の教育テキストに

目を通してみて非常に驚かされたが、それは、労働組合運動の組織的現状の記述も一面的な不正確なもので、労働組合間の「統一行動」が現代における労働組合運動の基本原則の一つとして位置付けられていないのである。不安定雇用者として数を増大させている女性労働者の要求と闘争課題の基本的な取り扱いも弱く、その運動の現状もほとんど触れられていない。また労働者の団結と連帯の日常的な基礎となる職場のとらえ方も資本の搾取の側面が一面だけ強調され、そうした中でも人間関係形成の場となっている側面がほとんど見落とされている。私は労働者が日常的に働く職場というものをリアルにとらえ、その労働者達が作っている労働組合やその他の団結と連帯の組織の現状を正確に認識するところからそうした労働者、労働組合間の「統一行動」の大切さを身につけ、それを追求する鋭い感覚、高い能力を養成することが出来る新しい教育テキストを期待したいと思うのである。

四つ目には、労働者、労働組合間の「対話と共同」を広げると同時に、それぞれの組織が単独で、あるいは共同で、異なる立場の人々を含めた労働問題関係者、すなわち学者、研究者、法律家、ジャーナリスト、労働行政担当者との交流、懇談、シンポジウムの機会を積極的にもって、率直な意見交換や議論を行なってもらいたいということである。労働問題の多面的な展開と深まりのなかで、関係者たちのさまざまな新たな経験が積み、研究者の貴重な研究業績も公表されて、社会的には各方面から再び労働組合運動への期待と信頼を込めた真面目な発言が目立つようになってきている今日、このような機会がもたれるならば、そこでの議論と形成される合意やさまざまな提言は、わが国の新しい

(29ページへ続く)

(20ページから続く)

時代の労働組合運動の前進、発展にかならず役立つ有益なものとなるのではないかと思われる。

関連して最後に、この一年間に刊行された労働組合運動の基本的な進路に関わる著書として下山房雄氏の『現代世界と労働運動』（御茶ノ水書房）、兵藤 つとむ氏の『戦後の労働史』（東大出版会）、井上 雅雄氏の『社会変容と労働』（木鐸社）、五十嵐 仁氏の『政党政治と労働組合運動』（御茶ノ水書房）などがあり、いずれも大部の研究書で、内容的には、いろいろと異なった意見と評価があるのは当然であるが、労働組合の幹部、活動家クラスが集団的な学習のテキストとして読んで、大いに議論してもらうことを期待したい。理論的、政策的能力を高めることになろう。これからの社会の在り方に深い関係をもつ政党と労働組合運動との関係、

その正しい関係の確立の問題は、わが国においては労働組合運動の特定政党支持（排除）路線の体制として未だ不正常のまま双方によって維持されているが、この三、四年の各種の一連の選挙、とくに国政レベルの選挙をめぐる状況はこの問題の解決、正常化が緊急の課題となっていることを示している。この点で、五十嵐 仁氏の『政党政治と労働組合運動－戦後日本の到達点と21世紀への課題』は、この課題の根本的な解決の論議を深める上で必要な論点を提起している著書で、今日の幹部、活動家の集団的な学習に最適なものではないか。とくに第三部の「労働組合運動と政治・政党」はこの議論に大いに役立つであろう。

以上